2026 日本学生支援機構（JASSO）
災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の募集

災害救助法適用地域とは、災害により被災し、継続的な救助を必要とする人々への支援を行うため指定された地域です。

災害救助法適用地域で、災害に遭った世帯の学生さんで、奨学金を希望する方は、学生支援課窓口へ相談してください。
なお、休学中や留年中の方は申請できません。

災害救助法適用地域や適用日は、こちらで確認！

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html

1. JASSO災害支援金（給付金額：10万円）※５カ月以内に申請が必要です。

自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方 を対象として給付されます。日本学生支援機構HPから申請書を印刷し、添付書類を添えて学生支援課窓口に提出してください。

https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html

2. 給付奨学金　家計急変採用（学部生のみ）※窓口で早めに相談してください。

生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当する方
①生計維持者の一方（両方）が死亡、事故又は病気により3か月以上就労が困難、失職した
②被災により生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した※詳しくは、日本学生支援機構HPをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

3. 貸与奨学金　緊急採用・応急採用

奨学金の種類	申込期間	貸与始期	貸与終期
緊急採用（第一種奨学金） ※利息なし	災害救助法適用日から１２カ月以内	災害救助法適用日以降で、希望する月 ※入学年月までしか遡ることはできません。	修業年限の終了月まで
応急採用（第二種奨学金） ※利息あり		災害救助法適用日が属する年度の４月以降で、希望する月 ※災害救助法適用日が申込年度の４月より前の場合は、災害救助法適用日まで遡ることができます。ただし、入学年月までしか遡ることはできません。	修業年限の終了月まで

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html

2026年3月　学務部学生支援課奨学金担当（一般教育棟A棟2階6番窓口／平日8：30-17：00）
鹿田・夜間主コースの方は、所属の教務担当でも受付します。